

新聞・テレビを直撃！
小沢一郎秘書「完落ち誤報」は
なぜ起きたのか？

ルポライター・明石昇二郎
（『週刊プレイボーイ』二〇〇九年五月
四日号）

スクープ？
それとも誤報？

民主党・小沢一郎代表の公設第一秘
書・大久保隆規たかのり氏が3月24日、政治
資金規正法違反の罪で起訴された。そ
れ以降、新聞やテレビの中には、逮捕
後も容疑を否認していた大久保氏が一
転、罪を認める供述をしていると報じ
たところがある。

「収支報告書へのうその記載を認める
供述をしていることが、関係者への取
材でわかりました」（『NHKニュース』
3月25日）

「捜査関係者によると、大久保秘書は
『西松建設からの献金と認識してい
た』と虚偽記載を大筋で認める供述を
しているという」（『日本経済新聞』3
月25日付朝刊1面）

「捜査関係者などによると、大久保容
疑者は起訴事実の一部を認めていると
いう」（『読売新聞』3月25日付朝刊
1面）

「東京地検特捜部の調べに対し、違法
献金だったことを認めていたことが、
関係者の話でわかった」（『朝日新聞』
3月26日夕刊1面）

これらの報道によれば、情報源は皆、
「関係者」や「捜査関係者」なのだとい
う。大久保氏の供述内容を知りうる
立場にあるのは、取り調べしている当
の東京地検特捜部と、大久保氏に接見
できる弁護士以外にありえない。これ
を受け、3月27日の民主党代議士会
で小沢氏は、面前で代表を辞任するよ
う迫られていた。

ところが、その翌日の3月28日付

『朝日新聞』朝刊の社会面に、あるベ
タ記事がひっそりと載る。大久保氏の
弁護士（弁護士）が司法記者クラブに
対し、先の報道にクレームをつけるコ
メントを出したことを報じたものだ。
コメント全文を以下に引用する（ゴチ
ックは筆者）。

「大久保隆規氏の起訴後、新聞、テレ
ビ等において、同氏が政治資金規正法
違反に係る起訴事実について、その大
筋を認めている等の報道がなされてい
るところですが、同氏の弁護人らの認
識は全く異なっております。」

この点について、**検察庁が前記の報
道内容に沿った事実を公表することな
どあり得ない**ことから、誤解に基づく
報道ではないかと考えております。
公判に向けて予断を排除するため
も、今後は、十分な取材に基づき、客
観的かつ公正な報道を行なっていただ
きますよう申し入れます」

コメントは、先の報道を真っ向から
否定するものだった。同様の記事は『読
売』『日経』にも載っていた。

「取材は一切なかった」と
弁護士は断言

ここまで見解が対立する案件の場合、
捜査当局、被疑者側の双方を取材し、
それぞれの見解を並べて記事にするの
が報道のイロハである。果たして、当
該報道をした報道機関は、大久保氏や
大久保氏の弁護人をちゃんと取材した
上で記事にしたのだろうか？

司法記者クラブにコメントを出した
弁護士を取材した。

*
——報道される以前に、先生に対して
報道機関から「罪を認める供述をした
という情報があるが、それは事実か？」
といった、事実関係を確認する取材は
ありましたか？

「それはなかったですね」
——一切ない？

「なかつたです。大久保さんが何とおっしゃっているかは申し上げられませんが。ただ、コメントに書いてありますように、この報道は明らかに弁護団の認識とは違う、ということですよ。弁護団の認識と違うということは、これは間違いだということですよ」

そこで、「十分な取材」と「公正な報道」を心がける我々は、次に東京地検のホームページにあった「広報」担当部署に電話をかける。

「こちらは裁判員制度の説明会ですが、検察庁の見学とかを対応しているところで、報道関係を担当している部署ではないんですよ」
「——では、報道を担当している広報はどちらに？」

「次席（検事）になります。でも、おつなぎすることはできかねるのですね」
「——どうすればいいですか？ 例えば、取材依頼書をファックスで送らせていただいで……」

『週刊プレイボーイ』さんだけではなくて、週刊誌の方の取材は一切……申し訳ないのですけども受けておりません」
「——司法記者クラブ加盟社のみ、ということなのですか？」

「はい、そうですね」

東京地検の監督官庁である法務省の刑事局も取材したが、
「法務省としても、そういったことにお答えすることはできないのですが」
とのことだった。

「捜査関係者」は
刑事訴訟法違反

「東京地検で広報対応をするのは、次席検事か特捜部長、特捜副部長のいずれかです。一般の検事は、たとえ会っ

ても絶対にしゃべらない。

検察がまともな情報を流すことなど、僕が司法記者クラブにいた頃は皆無だった。検察がベラベラしゃべり始めたすれば、むしろそっちのほうがニュースですね」

とは、司法記者クラブでの取材経験がある大手マスコミ記者の話だ。彼によれば、次席検事とのやり取りは「まるで禅問答」で、シツポをつかませるようなことは決して言わなかったという。

ところで、刑事訴訟法第47条は、公判前に訴訟書類を公開することを禁じている。共同通信の報道によれば、大久保氏の起訴当日、記者会見を開いた東京地検の佐久間達哉特捜部長は、「事件の詳細については公判まで言えない」

とコメントしていたとのこと。もちろん、刑事訴訟法に従ったことだ。となれば、たとえ大久保氏が罪を認める供述をしていたとする話が事実だったとしても、記事の情報源となつた

「捜査関係者」の行為（情報漏洩）は
刑事訴訟法に明らかに抵触する。

我々は各報道機関に対し、質問状を送ることにした。質問の要旨は以下のとおり。

●大久保氏が違法献金であることを認める供述をしている、または大久保氏が起訴内容を大筋で認めていると報じたか？

●当該報道をする際、大久保氏本人もしくは大久保氏の弁護人を取材したか？

●当該報道をする際、大久保氏本人もしくは大久保氏の弁護人のコメントをあわせて紹介したか？

●当該報道の後、司法記者クラブ宛に出された大久保氏の弁護人のコメントについて報じたか？

●大久保氏の弁護人の指摘を受け、当

該報道を訂正したか？

●当該報道で「関係者」「捜査関係者」などとされる情報源は、①東京地検次席検事②東京地検特捜部長③東京地検特捜部副部長の3者に限られる。御社が当該報道に踏み切る根拠とした取材の相手は①から③のうち、どなたか？

まるで

偏向報道の見本市？

文末に掲げた表が、我が国を代表する各報道機関からの回答である。まったく報じていなかった『毎日新聞』と『TBS』の2社は別として、回答からは読者や視聴者への説明責任を果たそうとする姿勢が微塵も感じられない。報道していたことが確認できたのは、新聞が『読売新聞』『朝日新聞』『東京新聞』『産経新聞』『日本経済新聞』の5社。テレビが『NHK』『日本テレビ』の2局である。

『テレビ朝日』からは「回答を差し控えさせていただきませう」との回答。『フジテレビ』は「取材の詳細に関してはお答えできない」とした。この2局は報道の有無さえ回答を拒否した。『東京新聞』『テレビ東京』の2社に至っては、本稿の締切日に催促するまで、当方からの取材を無視するつもりだったようだ。

取材相手には「説明責任」を迫る一方でこの対応、報道機関の名折れ（あるいは面汚し？）だ。

肝心の「情報源」に関する質問に回答してきた社は1社もなかった。ニュースソースの秘匿ひそくという報道の大原則はわからないでもない。が、「刑事訴訟法違反」の犯人隠匿に報道機関が加担したことはなるまいか？ 人ごとながら心配でならない。

例えば、NHKはこう大見得を切る。「放送した内容については、十分な取

材によって把握した事実に基づくものです。このニュースについては、その後、訂正は行おこなっていません。なお、大久保氏の弁護士のコメントについては放送していません」

NHKの放送内容を見る限り、NHK記者が「把握した事実」とは、「関係者」が「収支報告書へのうその記載を認める供述を（大久保氏が）している」と話していたという、単に人づてに聞いた話にすぎない。大久保氏の弁護人に話を聞いていない時点ですでに「十分な取材」ではないが、それでも「事実」と断定するためには、それこそ、東京地検特捜部の取り調べ現場に乗り込み、大久保氏がそう供述する生の声を、第三者である記者自らの耳で聞いておく必要がある。

自らも「司法記者クラブ記者」の経験を持つ『放送レポート』の岩崎貞明編集長はこう話していた。

「日本の検察は、自分たちがどう報道されるのかをものすごく気にする一方、自分は報道に一切関与していないという姿勢を取り続けるんですね。」

だから、こういう『容疑を認める』といった類いの報道は、検察への「忠誠心」をアピールする意味合いも帯びてくるわけです。『ウチはちゃんと言うことを聞いてやっています』みたいな。逆に、『完全否認のままロクに調書もとれずに起訴した』と書いちゃったりすると、「なんだ、あそこは」と目をつけられることになる」

検察官が言ったか言わなかったかよくわからないような情報がドーンと新聞紙面の1面を飾るのに対し、一方の当事者が紙に書いたコメントまで出して否定している情報は、目立たぬようひっそり報道されるか無視されるか――。まるで偏向報道の見本市のような話だ。

これでは、政治家ばかりか報道機関にまで、国民からの疑念の目が向けられることにもなりかねない。

この「偏向報道」、いったい誰が歓迎するものなのだろうか？ 冷静さを失った報道の中に「真実」は載っていない。

配信元…ルポルタージュ研究所

Copyright (C) 明石昇一郎

URL : <http://www.rupoken.jp/>

	大久保氏認める	弁護士コメント	回答
読売新聞	○	○ (回答なし)	本紙の報道の通りです
朝日新聞	○	○	内容は記事にある通りで、十分な取材にもとづいて報道したものです。また、大久保被告の弁護人のコメントにつきましては、3月28日付朝刊で、『民主・小沢氏秘書の弁護人、報道機関へコメント 西松献金事件』という見出しで記事を掲載しております。これにつきましても、「公正な報道」という観点から弁護人のコメント全文を掲載いたしました。なお、そのほかの取材源、取材経緯に関するご質問には回答を控えさせていただきます。
毎日新聞	×	×	報道しておりません。
東京新聞	○	回答なし	発行された弊紙の記事をお調べ下さい。(弁護人を取材したか等の質問は)取材の過程にかかわる内容であるため、回答を控えさせていただきます。大久保氏の弁護人の方が公表したコメントは弊紙も承知しており、今後も十分な取材に基づいた、客観的かつ公正な報道に努めるつもりです。
産業経済新聞	○	回答なし	産経新聞紙上で報道しているとおりです。紙面がすべてであり、紙面でご判断ください。
日本経済新聞	○	○	「ご指摘の件に関し、日本経済新聞社は一貫して、十分な取材に基づき、公正かつ客観的な報道を続けています。これまでの報道をお読みくだされば、ご理解いただけると存じます。取材源についての質問にはお答えいたしかねます」
NHK テレビ	○	×	放送した内容については、十分な取材によって把握した事実に基づくものです。このニュースについては、その後、訂正は行っていません。なお、大久保氏の弁護士のコメントについては放送していません。その他、取材経緯や取材源についてのご質問については回答を控えさせていただきます。
日本テレビ	○	△ (独自取材の形で報道)	弊社では取材の経緯やその内容については、お答えしておりません。なお、報道に関しては、3月25日に「起訴事実を大筋で認める」旨を報道、独自に取材した弁護人の「起訴事実を否認し争う部分がある」旨の内容を3月31日に報道しています。
テレビ朝日	回答なし	回答なし	回答を差し控えさせていただきます。
TBS テレビ	×	×	ご質問の内容については報じておりません。
テレビ東京	回答なし	回答なし	今回、回答は控えさせていただきます。
フジテレビ	回答なし	回答なし	(電話で)「取材の詳細に関してはお答えできないということで、報道のほうから返事がきましたので」

